

平成28年度 随時監査（工事監査）の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査対象 （仮称）南部消防分署整備事業工事（建築工事）
都市整備部営繕工務課
- 3 監査実施期間 平成29年1月25日から平成29年1月27日まで
- 4 監査結果報告 平成29年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【営繕工務課】

<p>2（1）エ 設計業務について ①設計業務委託の場合の監督職員の職務について整理すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 3日 監査後、課内研修により、監督職員の職務についての研修を行い、周知を行った。また、委託共通仕様書を作成し、監督職員についての職務について、記載を行った。</p>
<p>②設計業務委託仕様書記載の与条件の記載内容について概略（必要な室名、消防台数等）の記載を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月14日 設計業務委託仕様書により、業務概要を記載するように改正した。</p>
<p>2（5）ア 監理・監督業務について ①施工計画書について、監督職員の承諾状況が不明である。監督職員名、課内職員名と混在が見られた。承諾印欄を監督職員名に変更等を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月14日 監督職員名及び承諾印を明確にした書式を作成し、運用することとした。</p>
<p>②総合施工計画書の品質管理項目について、必要と思われる検査、試験の項目、施工計画書、施工図等の提出一覧表の作成による漏れのない管理を考慮すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 3日 総合施工計画書又は工程表において、提出一覧表及び提出時期を記載するように、再度周知を行った。</p>
<p>③施工図について、監督職員の承諾が分かりにくかった。承諾印欄を監督職員名に変更等を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月14日 監督職員名及び承諾印を明確にした書式を作成し、運用することとした。</p>
<p>2（5）イ 品質管理について ④設計図書特記仕様書について、技能士の指定について防水施工のみの適用となっている。躯体関連、外壁の職種への適用を考慮すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 3日 新築・改築工事においては、躯体関連・外壁職種への適用を行うこととした。</p>

<p>2 (5) エ 労働安全衛生管理について ⑤緊急連絡体制について、夜間の緊急連絡体制の説明を受けたが不明確であった。夜間の緊急連絡体制について関係者の周知を確認すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 1月27日 夜間の緊急連絡先について、総合施工計画書に記載し周知するようにした。</p>
<p>2 (5) オ 個別施工について ①仕上げ工事に必要とされる試験結果報告書等に漏れないよう確認すること。一工程の品質検査について記録は確実に残すこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月21日 報告書等について、漏れなく記録を残した。</p>
<p>②隠蔽部の記録は確実に残すこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月21日 隠ぺい部の記録について、写真等にて確実に残した。</p>
<p>3 現場調査結果について ①天井下地の野縁が、野縁受けより150mm以上のはね出し箇所が一部見られたが、処置方法の報告を受けた。150mm未満の処置を記録に残すこと。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 2月 2日 処置後、現場確認を行い、記録についても残した。</p>
<p>②2階仮眠室(3)の鉄骨梁下部に設備配管が施工されて硬質発泡ウレタン吹付けの欠損が見られたが、不要位置との報告を受けた。必要寸法の判別について記録に残すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 1月27日 必要部分が明らかになるように、写真にて記録を残した。</p>
<p>③別途工事を含め転落・墜落、飛来落下防止のため脚立作業の適正化、火災の防止のため関係者へ遵守事項の周知を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 1月27日 受注者側にて開催される安全連絡協議会にて再度遵守事項の確認を行った。</p>
<p>4 (1) 一般車両駐車場について 将来的に選挙の期日前投票所として使用することを前提に一般車両駐車場を11台分確保する計画となっているが、不足するのではないかとの懸念がある。本来の消防活動に支障が出ないよう期日前投票時の駐車スペースについて検討しておくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月21日 期日前投票により駐車場の不足が予想される場合は、その期間のみ、近隣地を賃借し仮駐車場で対応することを主管課へ確認している。</p>
<p>4 (2) 管理、牽制や記録保存等について 日頃の管理、牽制や記録保存、法令遵守について、漏れないよう引き続き徹底すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月21日 3月21日にて各種の管理、書類作成等について、漏れなく工事を完成した。</p>
<p>4 (3) 安全管理について 今後の工事施工においても、無事故・無災害で工事が完了できるよう、安全管理の指導、牽制を引き続き徹底すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 3月21日 3月21日にて無事故・無災害にて工事を完成した。</p>
<p>4 (4) 監督職員の役割について 決裁書類上で監督職員の役割や責任がわかりにくく、あいまいになっている。技術部局全体で改めて整理し、決裁の押印欄を工夫するなどして明確にすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 3日 土木担当課においては、書類上における決裁押印欄及び監督職員について、明確となっていた。営繕工事においても監督職員名及び承諾印を明確にした書式を作成し、運用することとした。</p>

平成28年度 随時監査（工事監査）の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 随時監査（工事監査） |
| 2 監査対象 | 四日市あすなろう鉄道線 停車場設備（西日野駅）ホーム改修及び駅舎修繕工事
都市整備部都市計画課・公共交通推進室 |
| 3 監査実施期間 | 平成29年1月25日から平成29年1月27日まで |
| 4 監査結果報告 | 平成29年3月31日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【都市計画課・公共交通推進室】

<p>2（1）イ 計画、与条件について ①駅舎改修の判断基準の「機能障害に対する健全度判定区分」について、数値基準設定等により分かりやすい表現方法を考慮すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 9月29日 『鉄道構造物等維持管理標準・同解説（構造物編）』（国土交通省鉄道局監修）に基づき、あすなろう鉄道線の「機能障害に対する健全度判定区分」を定めているが、点検時に健全度が判定しやすくなるよう、『鉄道土木構造物の健全度の判定手引き』（公益財団法人 鉄道総合研究所鉄道技術推進センター）を新たに取り入れ、点検を実施している。</p>
<p>2（4）エ 現場代理人、主任技術者届などについて ①主任技術者届に（監理）の表現があり分かりにくかった。監理技術者、主任技術者について明確になるよう書式ルールを考慮すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 3日 必要な資格者要件に基づき、監理技術者と主任技術者が明確になるよう、業者から提出される技術者届選任通知書の技術者欄を二重線で消す等、措置を行った。</p>
<p>2（5）ア 監理・監督業務について ①施工計画書の品質管理、出来形管理は、標準仕様書類の基準によることであるが具体的な実施事項が不明確であった。段階検査、出来形検査など時宜を得た項目の具体的な記載を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 3日 請負業者から提出される施工計画書の品質管理、出来形管理の記載方法について、管理が明確になるよう具体的な内容を共通仕様書等から抜粋して記載するよう請負業者に指導した。</p>
<p>③建設工事保険、賠償責任保険は、加入確認をしていないとのことであるが、コピーの提出等工事受注者に指導すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 3日 建設工事保険、賠償責任保険について、請負業者に加入を確認するとともに、写しを提出してもらうよう改善した。</p>
<p>2（5）ウ 施工監理、監督について ②承諾、指示印に監督職員名、課内職員名の混在が見られる。監督職員の捺印について整理すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月 3日 監督職員として記名、押印する箇所については、監督職員と明記した上で、押印するよう改善した。</p>

<p>4 (1) 騒音等の苦情について 今回の工事においては近隣住民からの苦情はなかったということであるが、今後トイレや駅前広場の改修工事等が予定されている。引き続き、騒音等の発生に注意して施工すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 9月29日 引き続き、工事着手前には地元回覧の配布等を徹底していく。</p>
<p>4 (2) 四日市あすなろう鉄道の改修について 今後の駅施設等の改修については、特有のレトロ感漂う外観とするなど、乗客数の増加につながるような改修工事となるよう検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 9月29日 駅施設を改修する場合、乗客数の増加につながるような改修工事を引き続き実施していく。</p>
<p>4 (3) 進捗管理、牽制や記録保存について 工事の進捗管理においては、業者牽制のために、工事実施中の現場の抽出実査を行い、記録を残すことにより、工事履行状況報告書の適正性の確認を行うこと。また、実査業務の強化のために、チェック項目を定めたマニュアル等の作成に取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成29年 9月29日 不定期に現場を実査し、業者から提出される履行状況報告書と現場の進捗状況を確認するとともに、実査業務を強化するため、今年度作成した「現場点検チェック表」に点検結果を記録し、必要に応じ、業者を牽制していく。</p>
	<p>【措置済】 平成30年 3月30日 月に1回を基本として、現場を実査し、業者から提出される履行状況報告書と現場の進捗状況を確認するとともに、「現場点検チェック表」に点検結果を記録し、現場の履行状況等を確認している。</p>
<p>4 (4) 品質管理について 鉄道事業においては、乗客の安全が最優先事項である。工事において改善を図った部分については工事前後の強度確認を行い公表するなど、市民や乗客に対して改善内容を説明できるようにすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 9月29日 西日野駅ホーム改修工事や車両更新等、前年度に実施した安全確保に関する取り組みを鉄道事業法で定められた「安全報告書」に記載し、市のHPで公表した。</p>
<p>4 (5) 見積書の確認について 本工事の積算においては適用できる歩掛かりがないことから、業者からの見積りによって積算している。見積書の適正性の確認や業者牽制のため、不定期に工事実施中の現場を実査し記録を残すこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成29年 9月29日 列車の安全運行や利用者の安全を確保するため、施設更新等の工事は最終列車運行後、始発列車運行開始前までの夜間作業も多いが、見積書の適正性を確認するため、不定期に現場を実査し、今年度、作成した「現場点検チェック表」に記録を残す等、必要に応じ、業者を牽制していく。</p>
	<p>【措置済】 平成30年 3月30日 月に1回を基本として、現場を実査し、「現場点検チェック表」に点検結果を記録し、見積書の適正性を確認している。</p>